定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月二十七日

兵庫県西宮市池田町九番七号

さくらＦＭ株式会社

代表取締役　北村　英夫

取得条項付株式取得につき株券提出公告

当社は、取得条項付株式であるＡ種優先株式を取得することといたしましたので、該当株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年八月一日までに当社にご提出下さい。

なお、取得事由は、定款に定める取得条項事由の発生であり、該当株券はＡ種優先株式のうち一、五七〇、〇〇〇株となります。

平成二十八年六月二十七日

大阪府大阪市中央区安土町一丁目七番三号

野村トレーディング・ホールディングス株式会社

代表取締役　宮下　勝成

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林英治郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十七日

東京都港区南青山一丁目一五番五号

エヌエル・ザマ・コーポレーション

日本における代表者　林　英治郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフィ・リーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCJREP II Cayman I, Ltd.

日本における代表者　フィ・リー

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフィ・リーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCJREP IV Cayman I, Ltd.

日本における代表者　フィ・リー

限定承認公告

本籍広島県東広島市西条町寺家三八三二番地、最後の住所広島県東広島市西条町西条四〇七番地四

被相続人　亡　河野　静喜

右被相続人は平成二十八年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年六月十日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十七日

広島県安芸郡海田町蟹原一丁目七番二四号

限定承認者　河野　政樹

合併につき通知公告

当社と子会社野村貿易株式会社は、平成二十八年十月一日を効力発生日とする吸収合併を行うことにいたしました。

この吸収合併に反対し、株式買取請求権を行使される株主は、会社法第七八五条第一項に基づき、合併の効力発生日の二十日前から効力発生日の前日までの間に当社に対して、書面により株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係わる株式数をご通知下さい。

尚、株式買取請求権を行使できる株主は、平成二十八年六月二十四日に開催しました当社定時株主総会及び種類株主総会に先立って当社に対し、この吸収合併に反対の意思を通知され且つ定時株主総会及び種類株主総会において決議に反対された株主に限定されます。

平成二十八年六月二十七日

大阪市中央区安土町一丁目七番三号

野村トレーディング・ホールディングス株式会社

代表取締役　宮下　勝成

任意清算公告

当社は、平成二十八年六月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十七日

沖縄県沖縄市海邦二丁目二二番二三号コーポラス大成一階

合資会社コザコンピューター経理

代表社員　知念　清哲

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年五月七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第一項及び第七十三条第二項の規定により公告します。

平成二十八年六月二十七日

三重県いなべ市大安町丹生川中七五九番地

一　農事組合法人丹生川農事組合

理事　葛巻　紀雄

出資一口の金額の減少公告

平成二十八年六月二十四日開催の当組合通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務局に備え置いてあります。以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年六月二十七日

鳥取市湖山町東五丁目五六七番地

協同組合マリーンブルー

代表理事　塚田　隆

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億七千万円減少し二億三千五百九十五万円とし、発行済優先出資総口数八千百十九口のうち三千四百口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を一億七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/japan_opportunity3/

平成二十八年六月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ジャパン・オポチュニティ3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四十七億五千二百万円減少し、金四十四億円として、優先出資総口数十八万三千四十口を八万八千口に無償消却することにいたしました。

消却する優先出資の総口数は九万五千四十口、消却の方法は任意無償消却とし、損失のてん補に充てる額は金四十七億五千二百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月十日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

平成二十八年六月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

大手町デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十月二十日付官報号外第二三九号の九十頁に掲載されています。

平成二十八年六月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社内

Ｃａｌｖｉｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億四千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年七月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年六月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社内

Ｃａｌｖｉｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十七日付第一四一号
●四月十五日付参会第二〇

二二四ページ●同日付政府調達第一一九号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）